

日本文化振興のための
文化と経済の好循環の推進

(論点整理)

令和8年3月
文化審議会第5期文化経済部会

目次

1. はじめに	-2-
2. 文化と経済の好循環の推進に向けて	
(1) 日本文化に関わる産業の市場規模	-3-
(2) 日本文化関連産業が空洞化するリスク	-4-
(3) 「第1の循環」と「第2の循環」の連動	-5-
3. 持続可能な財源基盤・資金循環の確立	
(1) 資金の多様化・複合化のための方策	-6-
(2) 寄附に関する制度の整備	-8-
(3) 活用・承継・育成のための税制	-9-
(4) 資金循環のための包括的情報基盤の構築	-10-
4. 専門性のある人的基盤とアーツカウンシル機能	
(1) アーツカウンシル機能の再構築	-11-
(2) 人材の多様化と伴走支援・バックオフィス機能の連携強化	-12-
(3) プラットフォーム作りとアクセラレーター育成	-13-
5. アートの横断的振興と文化財を活用した場の活性化	
(1) 理想の美術館と文化諸領域の横断化	-14-
(2) 建築文化の振興を通じた文化財を含む建築物・まち並みの適切な保存・活用による文化振興	-16-
6. 新たな価値づけとグローバル展開への省庁間連携	
(1) グローバル市場での価値づけや文化資産流出への対策	-18-
(2) 日本文化のブランディングのための統合的政策	-19-
7. 基盤的データの収集とデータベースの整備	
(1) 文化関連組織・施設・人材情報の統合的データベース化と文化芸術関連デジタルアーカイブの充実	-20-
(2) 助成に係る基盤的データベースの整備	-21-
8. おわりに	-22-

1. はじめに

21世紀の日本に真の豊かさを実現するために、文化と経済を好循環させる仕組みを探究し、その諸方策を提案することが、本論点整理の目的である。言うまでもなく、文化と経済は背反する概念ではない。文化の中には経済的次元が必ず含まれ、文化なき経済は必ずどこかで破綻する。

すでに1世紀以上前、社会学者のマックス・ウェーバーは、「化石化した資本主義の精神」を語ることで、文化的次元を失った資本主義の倫理的空洞化を問うた（『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』）。我が国では、渋沢栄一の「論語と算盤」があまりにも有名である。近年でも、福武總一郎が語る「経済は文化の僕」という言葉は多くの人々の心を捉えてきた。これら両者は、成功した経済人の語る言葉だからこそ説得力を持つ。

しかし、文化が本質的に経済的次元を内包し、経済が本質的に文化的な目標に向けられるものだとしても、現実には、両者の間の「好循環」は容易に実現しない。実際、多くの文化団体や文化施設は経済的困難に喘いでいる。全国各地の文化施設が老朽化で使えなくなり、アーティストはコロナ禍のような危機に直面すると、日々の生活が立ち行かなくなる不安定な状態に置かれている。キュレーターやアーキビスト、ライブラリアン、プロデューサー、アートマネジメント人材、アートにかかわる様々な技術スタッフ¹は、文化の根底を支える専門職であるにもかかわらず、人生を通じたキャリアパスを思い描きづらいので、若い有能な人材を集めきれない。

他方、経済は短期的利益をより効率的に追求しがちになる。競争が厳しくなると、目先の利益を目指して徹底した効率化を進め、無駄なコストをカットして成果を上げていこうとするので、競争が競争を、効率化が効率化を呼び、文化などといったいつ結果が出るのかわからない分野に目を向けている余裕はなくなっていく。

結果的に、昨今では文化と経済はまるで別世界のことだと考えられてしまうことが多い。両者が表裏一体の、入れ子のように結びついている領域だとは多くの日本人は考えていないのである。この認識論的な前提が広く浸透しているので、「技術」は経済に直結すると考えられて大学進学や就職でも人気分野となり、「文化」は経済とは無縁とされて敬遠されがちになる。あるいは一部の文化産業が大きな利益を上げて、そこにある文化的次元に関心が向かうのではなく、経営面や技術面でいかに成功したかに目が向けられる。

しかしながら、文化なき経済は必ずどこかで限界に達し、やがて衰退に向かうことは多くの歴史が証明してきた。経済には本質的に文化的次元が内包されており、文化は本質的に経済的なものでもある。

ところが両者の循環では、時間的な尺度がかなり異なるところがあり、経済が短期的な循環を必要とするのに対し、文化が可能にするのは長期的な循環である。例えば、

¹ ここでは、従来の学芸員や図書館員概念に囚われない様々な文化芸術に係る専門的職業として記述している。

文化に対する投資は、長期的な時間をかけて、従業員や地域住民等の労働生産性の向上等に資するという意見もあり、このように時間的な尺度のギャップを埋めて、文化と経済の好循環を実現していくには、効果的な政策的介入が必要不可欠である。

2 文化と経済の好循環の推進に向けて

(1) 日本文化に関わる産業の市場規模

日本文化に関わる経済は、多様な領域の市場にまたがっている。なかでもコンテンツ、放送、アート、観光、スポーツ、食文化といった広義の文化分野は、いずれも国内外で高い評価を得ており、市場規模も拡大を続けている。

たとえば、コンテンツ産業について見ると、映像、アニメ、ゲーム、音楽、出版等を含む日本のコンテンツ産業の市場規模は、ここ数十年を通じて拡大し続けており、2024年の市場規模は約15兆円を越えたとの調査もある通り、国内経済において強い存在感を示している。さらに、日本発コンテンツの海外売上はここ10年でおおよそ3倍に伸び、5.8兆円に達しているとの推計があり、政府は2033年までに海外売上を20兆円にする目標を掲げるなど²、コンテンツ産業の世界市場での成長を重視する動きが広がっている。

観光や食文化はさらに大規模な市場分野で、たとえば観光産業の市場規模は約34兆円とされていて³文化関連産業の中では最も大きい。他方、スポーツ産業の最新の数値は、2021年の状況で約10.0兆円の市場とされる⁴。これらにさらに教育産業⁵や放送産業⁶のそれぞれ約3兆円程度の市場を加えれば、文化関連産業全体の市場規模は日本最大規模の産業とされる自動車関連産業⁷とほぼ肩を並べる。文化は、日本の産業力の大きな支柱である。

他方、現在のところアート関連市場の規模は数千億円と国際的な標準からすれば小さい。世界のアート市場はその8割近くが米国、英国、中国の3か国にほぼ寡占されており、日本市場のシェアはわずかに1%とされる。アジアのアート市場に限っても、中国が約80%のシェアを占めるのに対し、日本のシェアは約5%である。しかし現在、日本のアート市場は2019年から23年の間に10%を超える成長率で成長しており、ここに大きな飛躍の可能性がある⁸。

² エンタメ・クリエイティブ産業戦略～コンテンツ産業の海外売上高 20兆円に向けた5ヵ年アクションプラン～（経済産業省 2025年6月）

³ 令和7年版観光白書

⁴ 株式会社日本政策投資銀行「わが国スポーツ産業の経済規模推計」（2024年11月）を基に算出

⁵ （株）矢野経済研究所調査結果によると2024年度の教育産業全体の市場規模（主要15分野計）は前年度比0.7%増の2兆8,555億7,000万円とある。

⁶ 令和7年版情報通信白書によると、2023年度の放送産業の市場規模は、3兆6,259億円とある。放送産業は、コンテンツ産業の一部でもありと考えることもできるが、ここでは所轄省庁が分かれているために分けて整理している。

⁷ 一般社団法人日本自動車工業会によると、2023年の自動車製造業の製造品出荷額等は前年より14.0%増の71兆5991億円であり、全製造業の製造品出荷額等に占める自動車製造業の割合は19.2%とある。

⁸ The Japanese Art Market2024より

そして、これらの文化関連産業の国際的な発信力とそれに対する評価は、いわゆるソフトパワーとして、世界の中での日本の地位や評価に直結する影響を及ぼしていく。したがって、これらの文化関連産業を育成し、国際展開していくことは、その文化的な意義はもちろんのこと、経済成長の面でも、文化外交的な国際政治の面でも、きわめて価値が大きいのである。このような経済的、文化外交的にプラスの影響の大きい分野に、国家予算がこれまで以上に投入されるべきことには十分な理由があるというのが本部会の基本的な立場である。

しかしながら、日本文化に関わる産業の市場規模は、タテ割り行政も一因となり、全体的に把握されない状態が続いている。すでに述べたそれぞれの分野についても、各分野をカバーした統計がきわめて未整備であり、全体把握は概数にとどまっている。

しかも、ヨーロッパ諸国と異なり、我が国では「文化」の概念がきわめて狭く捉えられる傾向があり、その産業的側面が一面的にしか解釈されてこなかったため、包括的に日本文化の振興を図る政策が推進されてこなかった。そもそも食や観光、スポーツが文化であるという認識が不十分で、それどころか工芸や放送などのように、明白に文化芸術の一翼を担ってきた主要な分野ですら、文化芸術から制度的に除外して考えられてしまうことがあるのである。

その結果、文化関連産業全体の国内的な経済規模に関する統計が、総合的に十分整備されているとは到底言えない状態が続いてきた。たとえば、文化庁の調査では文化GDPは12.3兆円程度と推計されている⁹が、観光やスポーツ、教育、放送、食文化などの文化関連産業も含めるならば、実際には文化はこれよりもずっと大きな市場規模があると予想される。この文化市場全体の産業力を俯瞰的に把握し、これを盛り上げることは、未来の日本の成長と成熟にとって喫緊の課題なのである。

（２）日本文化関連産業が空洞化するリスク

したがって、本部会は、これまでの狭い文化概念を越えて、より広く文化関連の産業領域を包摂する仕方で日本文化総体の振興を考えていかなければならないという立場に立って議論を行ってきた。コンテンツやアートだけでなく、工芸や放送、スポーツ、観光や食文化といった「文化と経済の接点」がどの程度の経済循環を生み出しているかを包括的に把握し、将来への構想を立てていく必要がある。

今日、これらの文化関連産業は、その多くが世界の中で大きく市場を拡大させているが、将来的にはリスクも存在する。地域や業種によっては人口減少や働き手不足の渦中にあり、中核的な担い手の高齢化や人材流出も進んでいる。仮に海外での評価が高く、将来性が見えているような場合でも、技能の継承や拠点の存続可能性の危機に直面している例も少なくない。

コンテンツ産業でも、制作現場の労働環境や報酬構造に課題があり、クリエイターの基盤が脆弱なまま海外市場への依存が強まると、厳しい労働環境には優れた才能が集まらなくなり、産業基盤の空洞化につながる懸念がある。今日のコンテンツ

⁹ 令和6年度「文化行政調査研究」文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究報告書（令和7年3月）

産業の隆盛は、1960～80年代の日本で開花した多くの卓越した才能によってもたらされた面もある。今後さらに日本のコンテンツ産業の海外展開を加速化していこうにも、現在もなお、海外拠点や人材、流通ネットワークやメディア戦略の改善などの課題が依然として山積している状態である。

観光や食文化については、海外からの集客が増加してきたが、観光需要が特定地域や特定時期に偏在しやすいことや、オーバーツーリズムによって観光体験や食の体験の質が劣化していくこと、地域における雇用・インフラの持続可能性が危機に瀕していることなどの課題がある。こうした基盤の弱さや質の劣化が続くと、外需に支えられる分野は短期的に成長しても、地域経済の裾野を広げた持続的成長にはつながらず空疎化することになる。

そのような空疎化リスクを克服するには、「文化と経済の好循環」の観点が不可欠であり、単に市場規模を拡大するだけでなく、文化活動の土壌を豊かにし、それが経済価値として循環する仕組みを構築することが重要である。

(3) 「第1の循環」と「第2の循環」の連動

本部会の第1期報告書では、文化と経済の好循環を実現するには、「第1の循環」と「第2の循環」という2つの創造的循環を連動させていく必要があると結論づけた。この考え方は、「文化 (culture)」とはそれぞれの文化芸術作品の総体を示すという以上に、そもそも「耕作 (cultivation)」プロセスのことであり、「農業 (agriculture)」が土を耕すのに対し、「文化」は人や社会を耕すことなのだという根本認識を基礎にしている。

すなわち、「第1の循環」とは、多様なアーティストや文化団体、地域の文化拠点、文化活動に携わる人材が生まれ、文化活動そのものが生まれ育つ「土壌」を豊かにする循環である。この循環が豊かでなければ、地域や施設、文化活動の基盤から新たな価値が持続的に生まれることは難しい。そしてこの「土壌」を豊かにするためには、十分な財務的基盤や情報基盤、人的な流動性や施設の安定性、著作権などの円滑な権利処理といった条件が整っていなければならない。

他方、「第2の循環」は、「第1の循環」から生み出された創造が、コンテンツ市場、観光産業、食文化産業、グローバル市場への展開等を通じて社会・経済の中で経済的価値へと転換され、そこで生み出された付加価値が再び「第1の循環」に還元されていくプロセスであるが、これは民間企業の視点でいえば、ハイリスク・ローリターンであることも多く、例えば、文化財などのハードへの投資が、文化芸術コンテンツなどのソフトへの集積や人流を生み出すといった、経済インパクトの観点を考慮することも重要と言える。

「第2の循環」においては、資金が第一の循環に結びつくような仕方で循環していかなければならず、「第1の循環」が「第2の循環」を支え、「第2の循環」が「第1の循環」にフィードバックされていくことで、文化と経済の好循環が実現可能になると考えられる。

こうした好循環実現のため、まず「第1の循環」の強化策として、文化芸術活動を支える人的基盤や組織基盤の強化、助成制度の戦略的整備に加え、寄附税制の活用による民間資金の文化基盤への投入、複合的なファイナンスによる投資の仕組みや信託制度の充実、建築やまち並み（文化財を含む）の積極的な活用による地域文化拠点の活性化、財務や法務、労務、デジタル技術に関する伴走支援体制の強化、既存分野の垣根を超えたクリエイターやプロデューサーの流動性の促進などを通じ、文化活動の土壌を風通しの良い、豊かなものにする総合的な施策を進める必要がある。

他方、「第2の循環」を活性化するためには、国内市場の拡大に加え、日本のコンテンツ産業や食文化、観光資源のグローバルなプレゼンスを高め、同時に日本文化への理解をさらに深める取組が重要である。そしてそのためには、グローバル市場を前提とした新たなメディア戦略や価値付けについての有効な戦略を組み立て直さなければならない。もちろん、これは単に市場を海外に求めるだけでなく、日本文化を統合的にブランド化し、異なる文化領域が互いに相乗効果を生むような仕組みづくりが不可欠なことを意味する。また、デジタル技術やプラットフォームを活用し、価値創出・流通の効率化と可視化を図ることも、「第2の循環」の加速につながる。

さらに、「第1の循環」と「第2の循環」の橋渡しとして、文化芸術団体や個人に関する統合データベースや評価指標の整備、産業統計の高度化、多領域横断型の文化振興戦略の策定等が実現されるべきである。とりわけここにおいて、文化芸術団体や個人の活動に関するデータ整備は決定的に重要で、文化芸術活動の規模や資金の流れ、担い手の活動状況、文化施設の運営状態等々が随時正確に、かつ継続的に把握されているデータ基盤が整備されなければならない。

英国や韓国がすでに文化関連産業を横断的に捉え、その新興に向けた統合的政策を展開して成功してきているのに対し、我が国の文化芸術政策はいまだにタテ割りにあり、横断的な総合性を著しく欠いている。こうしたタテ割り行政が、文化芸術活動に関するデータを横断的に把握することを妨げているのが現状である。日本の文化政策をそうした分断された支援から横断的な戦略的投資へと転換することは、もはや避けて通れない課題である。

したがって、「第1の循環」と「第2の循環」の創造的な連動を加速化するためには、文化政策と経済政策の連携、省庁間の協調的な戦略と情報の共有、地方自治体と国の政策連携、データに基づく戦略的判断などの具体的な取組が不可欠である。こうした連動によって初めて、日本文化の多層的、複合的な価値が国内外で持続的に拡大し、真の「文化と経済の好循環」が実現されるのである。

3. 持続可能な財源基盤・資金循環の確立

(1) 資金の多様化・複合化のための方策

我が国の文化芸術分野は、公的助成への依存が高い場合が多く、寄附やスポンサー、投資といった民間資金の流入は限定的である。これは、同じ文化関連分野の中でも観光やメディア、食文化、スポーツといった分野との壁を崩し難いものになっている。また、コンテンツ分野の中でも映画やポピュラー音楽などの一部の分野では、公的助成とは無関係に民間資金のみによって営まれている場合もあり、壁は文化芸術分野の中にも存在する。英国などの事例を参考にしつつ、我が国においても公的資金と民間資金が複合することで文化芸術分野全体の財務的基盤をより拡充していく方策が探られなければならない。

本部会ではこれまで、官民のリスク分担を図るブレンデッド・ファイナンス¹⁰の導入や、文化芸術のインパクト評価の客観性を担保したインパクト投資¹¹、地方自治体と文化芸術団体が連携した企業版ふるさと納税の活用などの資金調達の方法が議論されてきた。とりわけ、官民の役割分担を調整し、リスクの分担を図ることによりブレンデッド・ファイナンスを可能にする手法や、投資する理由づけを明確にすることでインパクト投資を促進する方法はますます重要になってくると見込まれる。

さらに、指定寄附金制度¹²や企業版ふるさと納税¹³、様々な税制上の措置についても検討を重ねてきた。他方、これらの様々な方法を複合的に使うことで文化芸術団体により安定的な資金が循環するようになるためには、現状ではマネジメントや評価面での課題も多く残されている。

民間投資による資金調達の仕組みにおいては、文化芸術団体の事業自体から投資に見合った利益を得ることは必須ではないことである。同じ文化芸術団体が営む別事業の利益によって、社会文化的インパクトを持つ事業の費用を賄う考え方もあり、全体として投資に見合った効果が生まれれば良いとの考えもある。一般に、一方では営利法人で稼げる事業を行いながら、他方では非営利法人を運営して社会貢献的な事業をしている例は様々にあり、こうした方向も文化芸術団体の将来戦略としてあり得る。さらに、外郭団体が資金を運用することで投資効果を生み、これが文化芸術団体の活動を支えていくような仕組みも海外では一般的に存在している。

税制面の優遇措置として、無担保のソフト・ローン¹⁴を可能にする仕組みの整備やファンド等の銀行以外による貸付債権（プライベート・デット¹⁵）、公的機関によるローンの債務保証と民間投資家による社会目的取引の拡大、ファンドから文化芸術分野へのローン提供などの可能性も探られるべきである。

¹⁰ 公的資金と民間資金を組み合わせ、投資規模を拡大する仕組み

¹¹ 投資を通じて金銭的リターンを獲得と、環境や社会にポジティブな影響（インパクト）をもたらすことの双方を目的とする手法。

¹² 公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で、公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるものとして財務大臣が指定したものをいう。

¹³ 国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み

¹⁴ 貸し出し条件の緩やかな借款

¹⁵ ファンドなどの銀行以外の主体が非上場企業に貸し出しているローンに対する投資

以上を円滑にするためには、例えば、文化芸術に対するインパクト評価¹⁶、プロセス評価¹⁷、セオリー評価¹⁸等の評価に関する議論も深め、民間企業にも説得的な、客観的に測定可能な社会環境的評価の仕組みを確立させる必要がある。その際、評価次元を細かくするのではなく、より実効的な測定方法を開発することが重要である。本部会では、事業収益だけでなく社会的および芸術的なインパクトを計測する評価体系や、信用補完によって投資家のリスクを調整する仕組みの確立が喫緊の課題であることが指摘された。そこでは、継続的に事業収入・利益を出し続ける事業やプロジェクトを選別する『目利き』としての役割と、事業の持続をサポートするコーチ／メンターとしての機能の連動が求められる。

加えて、民間企業等の組織からは、資金提供だけではなく組織経営のアドバイスやサポートも期待される。そうした際には、経営や金融面でのサポートだけではなく、文化芸術の各専門分野の状況を熟知してアドバイス・サポートできる人材が必要で、そのような人材を各分野で育成していかなければならない。すなわち、文化芸術団体の運営力強化を図るネイションワイドな機能の構築を、民間と連携して積極的に推進するという必要になってくる。

（２）寄附に関する制度の改善

他方、我が国の文化芸術団体に対する寄附の仕組みは、制度的に未成熟な面が多い。文化と経済の創造的循環にとって寄附の仕組みは極めて重要で、現在のような有効性に欠く状態を改善していくためには、寄附制度、税制優遇制度の見直しと大幅な拡充、それら制度の運用改善、寄附等を行う者と受ける者とのマッチングの促進、顕彰や特典など寄附や資金拠出をエンカレッジする仕組みの創設・活用などを戦略的に進めていくことが決定的に重要である¹⁹。

それにはまず、企業にせよ個人にせよ、文化芸術分野への寄附を行う可能性がある主体が、どこに寄附をするのが最も適切なのかを判断できる情報共有の基盤を確立されなければならない。したがって、まずは寄附行為についての公的なマッチングの場を作ることが第一歩となる。寄附が行われた際の税制優遇はもちろんのこと、国として顕彰していくようなシステムが必要ではないかと思われる。

このようなマッチングの努力としては、企業メセナ協議会が1990年から30年以上にわたり行ってきたもの²⁰がある。企業メセナ協議会を通じた寄附には、一般の損金算入と別枠で損金算入できる仕組みもあるため、さらなる制度的発展の可能性もある。また、都道府県には多くのアーツカウンシルがあり、様々な事業の伴走支援を行っているので、それらを基礎に寄附と事業をマッチングさせることも可能である。

¹⁶ 事業が対象社会にもたらした変化（インパクト）を精緻に測定する評価手法

¹⁷ 事業が成果を生み出すまでの過程を測定する評価手法

¹⁸ 事業目的に対する投資資源や活動の妥当性を測定する評価手法

¹⁹ 既存の顕彰としては、企業版ふるさと納税における大臣表彰等がある。

²⁰ 企業メセナ協議会では、1994年より芸術・文化活動等への民間寄付を税制面から促進する目的で「助成認定制度」を運営している。

他方、企業もかねてから社会貢献として様々な分野で寄附や支援への取組を行っている。経団連の調査²¹によると、文化芸術分野への支援は件数等、規模的に少なくない一方で、教育や社会福祉、学術など他の分野にも企業は寄附・支援をしている。そのため、文化芸術団体が、より一層の寄附拡充を実現するためには、これまで以上に説得力のある説明が必要となる。すなわち、教育や社会福祉、学術などの分野に対し、どのような企業のどのような取組に文化芸術団体への支援が最も適切なのかを明確にし、文化芸術団体とそれらの企業とのマッチングを積極的に強めていく媒介的戦略が必要なのである。

また、文化芸術団体が受け取る寄附内容に関し、キャッシュだけではない、多様な形での寄附を経済的な基盤とすることを可能にする柔軟な仕組みも必要である。たとえば、文化系の独立行政法人における寄附による株式の取得について、通知等による解釈の明確化を図ったところである²²が、資金運用についても、より一層柔軟な仕組みにしていくことも考えられる。

加えて、企業版ふるさと納税（損金算入＋税額控除＝9割まで法人関係税が軽減）は、基盤的な仕組みがあるにもかかわらず、文化芸術団体で十分に活用されるに至っていない。この活用の拡大に向けて、自治体、国、企業の連携システムを構築する必要がある。現状の仕組みでは、企業版ふるさと納税の活用には、①自治体の文化芸術支援に対する強い意志、②内閣府による承認、③寄附をしてくれる法人とのマッチングの適合性が前提となっている。これらの条件を文化芸術団体自身が整えるのは容易でない。したがって、第三者が、これらの条件を整える触媒的役割を果たしていく制度的条件を整えられなければならない。

企業版ふるさと納税の利点は、その具体的な個別性にある。基金やファンドが全国単位であると、寄附者にとって寄附金がどこに流れているのか分からず、寄附意欲を減退させる。他方、事業者単位であると、数が多過ぎるため、マッチングがなかなか難しい。そのため、ふるさと納税のように自治体ごとであるところの点がわかりやすいが、文化芸術団体によっては複数自治体を横断して活動しているケースもあるので別の困難が生じる。何らかの触媒的な媒介役が、これらの困難を解決する役割を担う体制を整えることは必須であろう。

（3）活用・承継・育成のための税制

文化芸術分野に関する税制は一定程度整備されているものの、寄附税制については前述のようにまだまだ十分とは言えない。この問題は、建築などの文化財の承継に係る場面をはじめ、多くの文化芸術分野に深刻に影響している。

実際、たとえば重要文化財や登録有形文化財では一定の税制優遇措置がなされているものの、それ以外では相続税や固定資産税の負担が重く、個人による維持承継が

²¹ https://www.keidanren.or.jp/policy/2017/091_honbun.pdf

²² 「独立行政法人が寄附により株式、新株予約権及び債券を取得した場合の取扱いについて（通知）」（総務省行政管理局管理官（独立行政法人制度総括）通知（令和7年6月5日））

困難なケースも見られる。その場合、貴重な建築遺産が解体され、永遠にこの世から失われることになりかねない。企業の文化支援も CSR 的な位置づけにとどまり、税制上のメリットが限定的であるため、文化投資が経済合理性を持ちにくい状況が続いている。

さらに、税制が文化政策の戦略と十分に連動していないことから、担い手支援や地域創生、デジタル化、国際発信といった政策目標を一体的に設計できていない。文化芸術振興のための目標に沿って基礎データを網羅的に収集・管理し、これに基づき税制についても検討を行い、地域創生から国際発信までの文化芸術の循環を総合的にプロデュースすることが不可欠である。

来期以降の議論では、寄附税制の見直しを、どのようにしていかに進めるかが重要な論点となる。控除率の拡大や手続きの簡素化、対象範囲の拡大など、寄附を促すための検討が求められる。企業の文化投資を促す税制のあり方や、基金形成を支える制度の導入可能性も議論の対象となり得る。さらに、税制や金融上の仕組と文化芸術政策を戦略的に連動させ、税制優遇や公共的なファイナンスの効果を検証する体制を整備することも、今後の論点となる。

（４）資金循環のための包括的情報基盤の構築

今日、社会全体でデジタル化やデータベース化が進む一方、文化芸術分野の諸情報のデータベース化と公開は不十分なままで、文化芸術団体についての全体状況も有効に把握されていない。そのため、公的支援が新たな収益モデルの確立に資する仕組みになってはおらず、文化芸術団体の経営基盤も脆弱で、財務情報が整理されておらず、経営的視点に立てる運営人材の不足が続いている。文化芸術の経済的・社会的価値の可視化は進展しつつあるものの、外部の者の投資判断に必要なデータ整備が十分とは言えないのである。

総じて言えば、民間資金の流入を誘発する制度的インセンティブが弱いこと、資金調達手段の多様化が進まないこと、そして文化芸術団体の経営力が十分に強化されていないことが目下の大きな課題と言える。公的支援の仕組みも硬直的で、成果連動型の支援や官民連携を促す仕組みが十分に整備されていない点にも課題がある。さらに、文化芸術の価値を社会に示すための評価指標やデータ基盤の整備が遅れていることも、資金循環の拡大を著しく妨げている。

今後の議論では、公的資金・民間資金・市場収益の最適なバランスをどのように構築するかが論点となる。民間資金を呼び込むための制度改革や、成果連動型支援、マッチングファンドなどの導入方策も一考に値する。また、文化芸術団体の経営力を強化する仕組みや、基金、クラウドファンディング、ソーシャルボンド²³など多様な資金調達手段の普及策も具体化することも一案である。さらに、デジタル・AI 時代に対

²³ 企業や国際機関などが、衛生・教育・福祉・貧困対策など、社会的な課題解決に貢献する「ソーシャルプロジェクト」の資金調達を目的として発行する債券のこと。

応した新たな収益モデルの創出や、文化芸術の価値を可視化するための指標・データ基盤の整備も重要な論点となり得る。

4. 専門性のある人的基盤とアーツカウンシル機能

(1) アーツカウンシル機能の再構築

文化芸術の自律的かつ持続的な発展を実現するためには、補助金制度や事業支援スキームの見直しにとどまらず、それらを担い、支え、つないでいく「人的基盤」の抜本的強化が不可欠である。とりわけ、アーツカウンシル機能の再構築と、それを支える人材の多様化、財務、法務、労務、デジタル技術を軸とする伴走支援などの効果的支援策は、これまでの文化経済部会における重要な検討テーマであり、今期において集中的に議論してきた課題である。

日本におけるアーツカウンシル機能は、文化庁および独立行政法人日本芸術文化振興会基金・助成事務局を中心に構築され、これまで主として公的助成の審査・配分機能を担ってきた。一方、これまでの議論を通じて、アーツカウンシル機能には、資金配分にとどまらず、文化芸術団体や文化芸術活動の担い手の自律性・持続性を高める観点から、より多面的な役割が期待されるようになってきている。

また、文化芸術については、個別の事業ごとに完結するものとして捉える見方に加え、資金や人材、知見、活動の場の関係性に着目する考え方も示されており、アーツカウンシル機能には、こうした取組を横断的に支える役割が期待されるようになってきている。助成事業に対する評価やデータ活用、情報の集約・可視化、助言や伴走支援の重要性についても、これまでの部会で一定の認識が共有されてきた。

一方で、文化芸術支援の制度運用の実態を見ると、資金的援助の多くは依然として単年度・事業単位にとどまり、組織基盤や人的基盤を含めた中長期的な成長を支える仕組みは限定的である。また、助成規模や業務量の拡大に比して、プログラムディレクター（以下「PD」）・プログラムオフィサー（以下「PO」）等の専門人材体制が不十分で、業務の標準化やデジタル化を通じた効率化も進んでいない。その結果、アーツカウンシル機能の実務面で制約が生じている状況も明らかになっている。

こうした状況の背景には、日本におけるアーツカウンシル機能の定義や役割範囲が、制度上必ずしも明確に整理されてこなかったことがある。アーツカウンシル機能を担う主体を、専門的判断を担う独立的な機関として位置づけるのか、政策を現場で執行する実務主体とするのか、あるいは資金・人材・情報をつなぐ調整的な役割を担わせるのかといった点について、そもそもの機能の定義が必ずしも明確ではないまま運用されてきたことが、問題を解決困難にしていると考えられる。

また、資金配分と助言・伴走支援を同一の枠組みで行う場合の公平性や利益相反への配慮、助成事業の評価やデータ活用をどのように制度的に位置づけるかといった点

についても、方向性は示されつつあるものの、現場でのニーズや執行状況を踏まえて検討を進めることが必要である。さらに、現在はアーツカウンシル機能を担う組織自体の人的基盤やマネジメント面での専門性が脆弱で、制度的な期待とそれを実現できる実務体制との間に大きな乖離があることが課題となっている。

以上を踏まえ、アーツカウンシル機能の再構築を行うにあたっては、次の観点を考慮し、制度設計を行うことが必要である。

第1に、アーツカウンシル機能は、助成金の審査・配分に限定されるものではなく、文化芸術政策を現場で実装し、その成果や課題を把握・整理しながら政策に還元していく役割を一定程度担うこと。

第2に、支援の在り方については、単年度・事業単位の支援を基本としつつも、それのみでは文化芸術団体の自律性や持続性の確保が難しい場合があることから、組織基盤や人的基盤に着目した支援が必要であること。

第3に、こうした機能を支える前提として、PD・PO等の専門人材の役割が重要であり、助成審査に加えて、評価、助言、伴走支援、関係者間の調整といった機能を担う人材の確保・育成が重要であること。

第4に、評価やデータ活用については、形式的な成果確認にとどまらず、支援の改善や制度運用の見直しに資する形で活用していくことが望ましいこと。

また、アーツカウンシル機能の独立性については、専門的判断を確保する観点から重要である一方、公的資金を扱う機関としての説明責任や文化芸術政策全体との整合性をどのように担保するかが引き続き論点として整理されている。

これらを踏まえ、次期の本部会においては、これまで整理されてきた論点を前提としつつ、日本におけるアーツカウンシル機能の制度運用や実装の組織体制について具体的に検討することが期待されている。

(2) 人材の多様化と伴走支援・バックオフィス機能の連携強化

文化芸術分野の多くの団体では、創作活動に加えて、経営、広報、法務、財務、資金調達、データ活用などの複合的な専門性が求められているが、そうした機能を内部に十分備えることが難しい現状がある。このため、文化芸術団体の運営を財務や法務、労務、それにデジタル技術等の側面からプロフェッショナルにサポートする伴走支援体制の重要性が繰り返し指摘されてきた。

とりわけ重要なのは、資金面での助言やサポートと組織のマネジメントに関するサポートを相乗的に連動させることである。これは、一般のコンサルタントや金融機関では難しく、文化芸術の各専門分野の状況を熟知した上で、アドバイス、サポートのできる人材を充てる必要がある。しかしながら、文化芸術団体には小規模な組織も多く、自前ではなかなかそうした人材の確保が難しい。したがって、それらの文化芸術団体を横につなぐ仕方でバックオフィス機能²⁴の共同化を図ることも推進されていかなければならない。

²⁴ 経理、人事、法務、総務など、企業活動を後方から支える職種や業務を指す。

バックオフィスの連携強化については、アウトソーシング事業のような既存の枠組みもあるため、横断的な組織とそれらの既存のビジネスが背反しないようにする配慮も必要である。既存の会計士や税理士を使うのであれば、一定の補助金が得られる仕組みを整備するなど、文化芸術団体が積極的にそれらの機能を外部化するよう促していくことも考えられる。その一方で、バックヤード的な機能の共同化について、文化芸術団体の業務がまるで標準化できていないという問題もある。標準化されていないと事業者間で共同化できず、したがってデジタル化も容易にはできないことになる。このような現状は改善していく必要があるが、現状では、小規模な文化芸術団体にそうした標準化を自力で進めることを求めることはできない。

今日、バックオフィスを担う BPO²⁵と呼ばれるサービス事業が伸びており、例えば経理、労務の領域では、士業事務所系から非士業事務所系まで幅広くアウトソーシング事業者が登場している。この動きには、DX の進展で遠隔でもアウトソースサービスを受けられるようになったことも影響していると考えられる。こうした流れに対応するように、文化芸術団体のバックオフィス機能の DX 化を迅速に進め、BPO との接続を可能にすることも重要である。

また、文化芸術分野の専門性の高い領域での人的基盤を拡張する方策として、副業・兼業人材、経営視点を持ったリタイア後のシニア人材、民間企業等で経験を積んだ専門人材の活用や、他分野の人材との連携を積極的に進めるべきである。とりわけ、文化芸術と社会・経済をつなぐ役割を担うプロデューサーやプログラムオフィサーの育成が重要なテーマである。現状では、こうした人材の参画は個人の熱意や偶然的な出会いに依存する部分が大きく、制度として位置づけられているとは言い難い。

この現状を改善するには、まず副業・兼業人材が参画しやすい制度設計が公的な組織においてなされる必要がある。多くの文化芸術団体で、雇用形態や契約、報酬、責任範囲が明確でないことが、外部人材の関与を難しくしている。また、伴走支援を担う人材の役割が整理されておらず、事業支援なのか、組織経営支援なのか、政策と現場の媒介なのかが曖昧なままとなっている。さらに、人材育成の取組と実際の支援制度や現場との接続が弱く、育てた人材がどこで、どのように活躍するのかという展望を描きにくい状況にある。

今後、本部会で、文化芸術分野における専門性のある人的基盤をどう捉えるのかを明確にし、アーティストのみならず、支援・媒介・経営を担う人材を政策の中に位置づけていく必要がある。その上で、副業・兼業人材の活用を前提とした制度設計や、プロデューサー・伴走支援人材の役制定義と育成・配置の仕組みを、アーツカウンシル機能と一体的に議論することが求められる。

(3) プラットフォーム作りとアクセラレーター育成

²⁵ BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）：企業活動における業務プロセスの一部について、業務の企画・設計から実施までを一括して専門業者に外部委託すること。

以上の取り組みを促進するためにも、全国規模で文化芸術団体の資金と人材の循環の基盤となるプラットフォーム作りを行うことも重要である。そのためには、前述の文化芸術団体に関する情報の包括的なデータベース構築がまず喫緊の課題となる。現状では、文化団体の経営基盤も脆弱で、財務情報の整理すらされていないことが多い。そのため、アーツカウンシル機能を充実させようにも、公的支援を新たな収益モデルの確立に展開する基盤がないのである。

この現状を改善するために、何よりもまず文化芸術団体に関する包括的なデータベースを構築し、文化芸術の価値を社会に示すための評価指標を示していくことが重要である。そうすることで初めて、文化芸術団体の経営力を制度的に強化する仕組み、基金・クラウドファンディング・ソーシャルボンドなど多様な資金調達手段の導入と活用など、新たな収益モデルの創出も可能になるのである。

今後の部会では、文化芸術団体の成長を促進する文化的アクセラレーター²⁶の育成・創設という課題への対応を視野に入れていくつもりである。

5. アートの横断的振興と文化的な場の活性化

(1) 理想の美術館と文化諸領域の横断化

我が国におけるアートの振興と場の活性化のためには、従来の分野別・制度別の支援の枠を超え、文化芸術をより広い文脈で捉え直すことが求められている。本部会アート振興ワーキンググループでは、美術館を中心としたアート政策の再構築を軸に、文化諸領域の横断化や、文化財を含む建築物やまち並みを活用した文化芸術振興の可能性について検討が行われた。

これまで我が国におけるアートの振興は、絵画や彫刻などのいわゆる「美術」領域を中心に制度設計が行われてきた。一方、現代の文化芸術創造の現場では、デザイン、ファッション、工芸、建築、映像、放送、マンガ、アニメ・特撮など、複数の文化領域が相互に影響し合いながら新たな表現や価値を生み出している。こうした現状を踏まえ、美術館をはじめとするアートの拠点が特定のジャンルに閉じることなく、文化諸領域を横断的に扱う場として機能することの重要性に目を向ける必要がある。

すなわち、我が国におけるアートの持続的な発展を支えるアート・エコシステム²⁷の中核であるべき美術館の在り方の再構築を促し、今後のアートの振興並びに美術館政策の方向性を組み立て直す必要があるのである。アート振興ワーキンググループでは、その際の「理想の美術館」像を描き出すとともに、その実装に向けて、今後推進すべき方向性として「3つの多様化・多角化」を示した。具体的には、「美術館の対象ジャンルの多様化」、「組織の多様化・多角化」、「収入構造の多角化」である。

²⁶ 事業の成長を促進する支援事業者

²⁷ アートが持つ3つの価値（美術的価値、社会的価値、経済的価値）をバランスよく向上させるためのエコシステム

これらは、美術館の機能強化を図るものだが、その主となる視点は国立館を含めた我が国美術館の組織マネジメント等をいかに向上するかという視点に基づく。

とりわけここで重要なのは、美術館の対象ジャンルの多様化である。従来の美術（fine arts）を中心にしたジャンルに加え、我が国からグローバルに価値を強力に発信できる建築・デザイン（プロダクト、グラフィック、ファッションなど）・工芸（伝統工芸、民藝など）を含め、さらにはマンガ・アニメーションなどのヴィジュアル・カルチャー全般も考慮することで、日本の多様な文化芸術を包括的・俯瞰的な視点から再考し、我が国の「美術館」が対象とする文化芸術のジャンルの多様化・多角化を目指す必要がある。

そうした際、各地域の美術館にあっては、それぞれの地域の特性に応じ、対象ジャンルの多様化、組織の多様化・多角化を進める必要がある。収入構造の多角化に加え、誰もが文化芸術に関わりを持ち、協働的活動によって新たな価値を創造できる、地域コミュニティに開かれた場（文化的コモンズ）としての観点が重要であり、「日本国内の多様な魅力・特徴を活かした美術館」を想定し、近隣地域における他の領域を扱う館と相互に連携できる関係づくりや、博物館コンプレックスのなかの美術館（部門）のように現行の規模以上の組織づくりをしていく必要がある。

以上は、我が国におけるアートの持続的な振興を図ろうとするものであるが、その主となる視点は国立館を含めた我が国の美術館の組織マネジメント等を如何に向上させるかという視点に基づく。同時に、この観点は、博物館全般、あるいは劇場・音楽堂から図書館・公民館まで共通である面が小さくない。

より広い文脈では、博物館法が改正され、国際博物館会議（ICOM）においても「ミュージアムの定義」が更新されたことを受け、従来の美術的価値の向上に資する活動に加えて、アクセシビリティ、サステナビリティ、コミュニティなどを意識した社会的機能も充実させることが求められている。そのためには美術館が学芸員と事務職だけでなく、多様な専門性を持った総合的な組織であらねばならず、専門家やコミュニティとの連携も強化する必要がある。

実体として、美術館も博物館も、あるいはその他の文化施設でも、現行の運営制度や支援制度、評価の枠組みは、依然として分野別に整理されており、領域横断的な取組を十分に後押しできているとは言い難い。デザインやファッション、工芸、コンテンツ、食文化といった文化関連分野は、産業政策や観光政策と接続されることは多いものの、ミュージアム政策やアート政策の中核に位置づけられる機会は限定的である。その結果、異なる文化領域の協働による創造的な試みが、制度上「どこにも属さない」ものとして評価されにくい構造が生じている。

今後の議論においては、文化諸領域を横断的に捉える視点を制度設計にどのように組み込むかが眼目となる。美術館をはじめとするアートの拠点を、展示の場にとどまらず、デザイン、ファッション、工芸、映像、観光等が交差する実験的な創造の場として位置づけることができるか、また、ジャンル横断的な取組を適切に評価・支援する共通フレームを構築できるかが問われる。こうした横断化は、単に対象領域を広げ

ることではなく、文化芸術全体の創造力と社会的波及効果を高めるための基盤づくりとして位置づけられなければならない。

（２）建築文化の振興を通じた文化財を含む建築物・まち並みの適切な活用による文化振興

文化芸術推進基本計画（第２期）（令和５年３月２４日閣議決定）において、建築文化に係る記述が明記されて以降、文化庁においては、「建築文化に関する検討会議」を令和５年に立ち上げ、同年に報告書を取りまとめた。その流れを受けて、令和６年度には本部会の下に建築文化ワーキンググループを設置した。同ワーキンググループでは、建築が文化として社会に共有されるために目指すべき姿と国が取り組むべき方策を明確にし、建築物や街並の文化的・経済的価値を見出し、自律的かつ持続的に継承・活用・創造されるエコサイクルの創出を目的としている。

古来より、我が国において名建築は種々存在しているものの、最近では近現代の名建築の取り壊しも見られる。現行の文化財保護行政の下では、例えば、有形文化財、史跡、伝統的建造物群保存地区（伝建地区）といった制度が存在するが、法制度の対象とならないものについて、文化の維持・保存という観点からの関与は基本的にない。このため、①文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）（以下、「保護法」という。）における登録・指定の前段階のものや、②（保護建築（物）の周囲で）登録・指定されないもの等につき、価値のき損や滅失が生じ易い状況にある。

また、保護法においては、その目的に「活用」が掲げられているところ、主な例として規定があるのは、「公開」のみである。平成３０年改正²⁸において、未指定文化財を含めた地域総がかりの管理や、地方への権限移譲が推進されたが、形態の保存を前提としている理念に変わりはなく、人々のライフスタイルの変化にあわせた「生きた活用（利用を含む、以下同）」という理念とどう相容れるかは同ワーキンググループにおける議論の俎上になっている。

とりわけ、文化庁が「策定を推奨している保存活用計画」²⁹自体が、国指定文化財の活用のネックとなってしまうよう、その本来の役割である「活用の推進」のためのツールとなるようにしていかなければならない。自走できる活用を目的とするなら、近現代建築物の保存活用計画においては、活用に応じた保存の方針の柔軟化や保護法上の手続きの弾力化などを、行政は率先して進めるべきであろう。「文化と経済の好循環」を可能にしていくためには、国の文化財に指定されている建築物まで含めて活用のフレキシビリティを拡大させる必要がある。

修繕費等の維持管理コストといった保存に係る費用と活用に係るランニングコストとの不均衡の是正のためにハード面に着目するのみならず、時間が醸成する価値や

²⁸ 保護法の平成３０年改正について、文化庁HPでは次のように述べている。「過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るものです。」

²⁹ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/pdf/93855501_01.pdf

文化施設としての利用といったソフト面にも着目し、文化財化（文化的価値の向上）が経済的価値を落とすのではなく、むしろ向上につながるような価値づけのあり方を、会計的観点、文化的観点の双方から検討すべきである。とりわけ、価値ある建築資産に関し、活用をされずに朽ちていくという現状は改善すべきであると同時に、いずれ文化財に指定・登録される可能性がある建築物の取り壊しは防ぐべきである。

また、適切な維持管理、活用等に対して、資金的流入が進むような大胆な起爆剤的施策も検討が必要である。（リノベーション等の推進等との関連も深い。）

また、価値づけについて、同ワーキンググループにおいては、専門家による価値基準（例えば、学術的価値や保存状態）と専門家以外の人々の価値基準（例えば、愛着や記憶）が並列的に議論された。調査研究や継承・活用に関わる即物的なアプローチにのみフォーカスするのではなく、建築物をめぐる営みを通じて育まれる愛着や記憶といった文化的な側面も同時に論じることで、建築文化をより包括的に捉えることができるからである。

本部会が推進しようとしている文化と経済の好循環は、保存と活用の好循環のための仕組みづくりを内包している。建築物やまち並みは暮らし（生活文化）と生業（経済文化）を入れる器であり、「第1の循環」と「第2の循環」を生み出す装置であることも意識する必要がある。建築物やまち並みを主眼に保存と活用の好循環を考える際、重要なことのひとつに、イニシャルコスト³⁰を支援する施策がある。解体の危機に瀕する歴史的建築物を救済し、それらの建築物の改修をしようとする際、補助金よりも投資減税のほうが有効に機能する場合もある。個人住宅の場合、これを事業用資産に変えると固定資産税が高くなるため、例えば5年程度収益が上がるまでは住宅並みの課税で据え置くといった海外では取り入れられている施策もある。これらの施策を具体的に検討し、国の政策としてバックアップする必要がある。

とりわけ不動産取得税や固定資産税に関しては、文化的な施設等、公益の事由に即する施設であれば、不均一課税³¹という制度があるので、各自治体の判断で軽減する施策を後押しするべきであろう。

こうした面でも、「文化と経済の好循環」をそれぞれの地域特性に応じて直接推進していくのはそれぞれの自治体である。そして、各自治体の文化施策は、自治体景観条例であれ、都市計画であれ、まちづくりに直接関わるものとなっている。さらに、古民家活用であれ、ビルの再利用であれ、どう活用するかには知恵を絞るのには自治体と住民の話合いも不可欠であり、「文化と経済の好循環」にとって自治体の役割はきわめて大きい。

しかし現状では、伝統的建造物群保存地区での不均一課税条例の制定が可能であるにもかかわらず、条例を制定している自治体は6割にとどまる。地方税法では、伝統的建造物の土地については2分の1以内で軽減できるとあり、この規定をどう活用す

³⁰ イニシャルコスト（初期費用）：新たに事業を始める際に必要な費用。事業に必要な設備の導入費用等。

³¹ 地方税の課税方法の一種。一部に対して特に利益がある等、特定の場合に、公益上の観点から通常とは異なる税率などを適用する制度のことを指す。

るかは自治体のイニシアチブによる。文化と経済の好循環を進めるには、この方向で自治体が課税条例の制定を進め、民間事業者が実施している文化芸術関連施設に関して固定資産税を軽減できるといったことを実現していく手法も検討に値する。

今後の本部会では、建築文化ワーキンググループにおける建築文化の振興に向けた議論も踏まえ、文化財を含む建築物・まち並みの保存と活用を両立させるための制度設計や資金調達の仕組み、運営を担う人材の確保・育成を重要な議題としていきたい。また、地域住民や教育機関、文化団体との連携を通じて、文化財を含む建築物・まち並みを地域に開かれた「文化の場」として位置づけ直すことができるかどうかも重要な論点になり得る。建築・まち並みの活用を、建築文化の振興の観点から捉え直し、狭義の文化政策にとどまらず、観光や地域振興、開かれた学びの場づくりと結び付けて捉える横断的な視点が不可欠である。

6. 新たな価値づけとグローバル展開への省庁間連携

(1) グローバル市場での価値づけや文化資産流出への対策

日本文化が国際社会において持続的に評価され、文化的・経済的価値を高めていくためには、従来の分野別・省庁別の政策運営を超えた連携が不可欠である。これまでの本部会の報告書では、文化芸術を「保護・支援の対象」として捉えるだけでなく、国際社会の中で価値を更新し続ける資源として位置づけ直す必要性が指摘されてきた。新たな価値づけとグローバル展開を実現するためには、国際的な文化交流を活発化させるとともに、グローバル市場における評価と、日本文化全体を統合的に捉えるブランディング戦略の面から検討していくことが求められる。

現状において、日本の文化芸術やコンテンツは海外で一定の評価を獲得しているものの、その多くは欧米を中心とした既存の価値基準や市場構造の中で位置づけられている。現代アートや舞台芸術などの分野では、国際的評価が特定のミュージアムやマーケット、批評の枠組みに依存しており、日本独自の歴史的背景や思想性が十分に共有されないまま消費される傾向がある。

あるいは工芸品で言えば、海外で注目を集める機会は増えているが、芸術作品としての価値と商品としての価値の整理が不十分であり、価格形成や持続的な市場構築に結びつけられていない。本来、日本文化の美意識と精神性を体現する「KOGEI」のグローバル市場でのブランディングは、重要な政策課題の1つである。しかし実際には、工芸産業の現場では、日用品としての需要の減少、後継者不足、原材料や用具の不足といった困難に直面し、生産基盤が崩壊しつつある。日本の工芸品の海外市場でのブランディングを進め、ローカルな生産現場とグローバル市場をつないでいくマーケティング戦略や流通網の確立が急務である。

また、国際市場での需要の高まりは、文化資産の国外流出という問題も顕在化させている。美術品や工芸品、文化財的価値を有する建築や資料が海外に流出することは、日本文化の国際的評価の高さを示す一方で、国内における文化的蓄積や研究・継承の基盤を弱体化させるという重大なリスクを伴う。文化資産の保護と国際的な活用、経済的価値の創出と国際交流の発展をどのように両立させるかは、文化政策のみならず通商、法制度、外交とも密接に関わる課題である。

こうした状況を踏まえると、今後はグローバル市場における価値づけを、単なる販路拡大や輸出促進として捉えるのではなく、日本文化の価値をどのような言語と枠組みで世界と共有するのかという観点から再設計する必要がある。美術品や工芸品を含む文化資産について、文化的価値、経済的価値、社会的価値を統合的に評価する枠組みを構築し、国内に留めるべき文化資産の流出防止と国際的活用を両立させるルールや支援のあり方が重要な論点となる。

そのためには、文化庁だけでなく、経済産業省、総務省、外務省、観光庁、農林水産省、財務省及び関係独立行政法人等を含む省庁間連携のもとで、国際評価、知的財産、文化資産の保護と活用を一体的に捉えた政策展開が求められる。

（2）日本文化のブランディングのための統合的政策

日本文化は、伝統芸能や美術、工芸といった狭義の文化芸術から食文化、ファッション、観光、生活文化、放送に至るまで、多層的で広がりのある魅力を有している。その価値は、アジア地域をはじめ世界中から日本を訪れる観光客の激増にも示されるように、国際的に広く認められるようになってきた。しかし現状では、これらの分野がそれぞれ個別に振興されており、日本文化全体としての一貫したブランド戦略を国際社会に向けて有効に展開しているとは言い難い。文化、観光、食文化、工芸、放送といった分野は相互に高い親和性を持つにもかかわらず、政策は省庁で分断され、相乗効果を引き出せていないのである。

この背景には、各省庁がそれぞれの目的や指標に基づいて施策を展開してきた結果、情報の横断的な共有、共通の価値軸、ブランド確立に向けて共に推進する物語が形成されにくかったことがある。そのため、日本文化の魅力は断片的に伝えられ、訪日観光の促進や国際的な人材・投資の呼び込みもばらばらになされ、総合的な戦略性のある持続可能な文化消費がないがしろにされてきた。また、文化芸術資源のブランド価値を中長期的に維持・発展させる知的財産戦略や人材育成、ビジネスモデルの構築も十分とは言えない。

だが実際には、これらの諸分野は内在的に深く結びついている。2024年時点の、観光産業は約34兆円規模に発展しているが、中核をなすのは、地域の文化遺産や自然遺産、工芸や芸能、食文化であり、その根底には、地域の生活を支える経済があり、それらをいかなるメディアでどのような物語として伝えていくかが重要な戦略的課題となっている。したがって、地域の文化遺産や工芸や芸能、食文化の魅力とメディア戦略、それに観光資源の活用は一体と捉えることも重要である。

事実、歴史を通じ、日本の「食」の豊かさは、「工芸」や「芸能」の豊かさと一体で育まれてきた。それぞれの地域に熟達した担い手があり、その人的基盤が地域の魅力や、日本全体の魅力を支えてきた。人口減少や地方衰退の中で、こうした基盤が失われていくなれば、観光産業がそれだけで発展し続けることは容易ではない。

したがって、今後は、日本文化を分野ごとのタテ割りではなく、共通の価値と世界観を持つ統合的なブランドとして再定義していかなければならない。文化政策、観光政策、工芸振興、食文化政策などを連動させ、体験型・滞在型の文化消費や国際交流につながる施策を一体的に設計すべきである。

さらに、日本文化の統合的なブランディングは、世界から高付加価値旅行者を持続的に惹きつける本質的な価値を生み出すことになる。「日本博」をはじめとする国際観光旅客税財源事業を、一過性のイベント支援で終わらせるのではなく、まさにそのような「日本」のブランディングに資するものに転換していくことも必須である。

7. 基盤的データの整備とデジタルアーカイブ

(1) 文化関連組織・施設・人材情報の統合的データベース化と文化芸術関連デジタルアーカイブの充実

本部会では、文化関連情報が各組織や制度ごとに分散していることが文化芸術振興の大きな障害となっており、今後の政策立案や支援の高度化には、統合的なデータ管理が不可欠なことが指摘されてきた。現状では、狭義の文化芸術団体の情報ですら断片的にしかデータ化されておらず、しかもその団体が活動してきた期間を通じた継続的な把握ができていない。また、演劇、音楽、美術、建築、映画、放送、工芸、デザイン、ファッションといった異なる分野をまたぐ横断的なデータの整理はほとんど手つかずの状態である。

各組織・施設が独自の方式で情報を管理しており、横断的な共通性がないことや、そもそもデータ形式・管理方法の標準化が十分でないことが課題である。また、データの活用にあたっては、個人情報保護や権利処理、審査の公正性との整合性も考慮すべきだが、その倫理規定も共通化されているとは言い難い。今後、統合データベースの範囲と粒度、標準化・更新ルール設計、省庁・自治体・民間団体との連携体制についてデータを媒介に実質的な基盤を整えることが必須の課題である。

また、デジタル技術は、国やアーツカウンシルが文化芸術団体全体の情報を網羅的に把握し、適切に政策立案や助成金申請に対する評価を行う基盤となるだけではない。それと同時に重要なのは、それぞれの文化芸術活動の記録や作品、制作プロセスが横断的に記録蓄積され、グローバルな規模で継続的に共有され、対外的に発信していくのを可能にしている点である。そのため、文化芸術に関するアーカイブ資料を様々な場面で新たな創造や戦略的広報のために活用していくことが必要である。

この点は、すでに国立国会図書館が運営する Japan Search で一定程度実現しているが、この事業の先にはさらなるいくつかの横断的ないし循環的な発展可能性があるという考えもある。第一は、博物館・美術館や図書館の資料だけでなく、様々な舞台表現や音楽、映像作品までもを含めた文化領域全体のアーカイブになっていくこと。第二に、アーカイブ機関だけの連携にとどまらず、学校教育や地域活動の現場と結びつき、資料のアーカイブ化からその現場での活用までの循環的なプロセスが形成されていくこと。第三に、このようにして日本各地での文化的資産の発掘やその可視化が、海外のアーカイブ機関との連携を通じてグローバルな文化遺産として認識されるようになっていくことである。

すでに映画に関しては、国立映画アーカイブに膨大な映画フィルムが蓄積されており、放送番組では NHK アーカイブスに膨大な映像資料の蓄積がある。演劇に関しても、EPAD（舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター化支援事業）の中で相当数の舞台映像が保存・公開されてきた。さらに建築に関しても、建築関連資料のアーカイブ化を本格化させる動きがあり、博物館・美術館や図書館の枠組みを超えて日本の文化関連資料のデジタル化が進んでいる。このような個々の文化芸術領域で進んできたデジタルアーカイブを、いわばナショナルコレクションとして、日本文化のブランディングと結びつけていくことが今後の推進すべき目標となる。

（２）助成に係る基盤的データベースの整備

文化芸術団体のデータに関し、現状では助成金や助成団体、採択事業、人材情報の把握・蓄積・システム化などといったデータベース化が、まだまだ十分とは言えない段階にある。それぞれの団体やアーティストの活動実績や諸方面からの助成、実現した成果についての情報を総合的に検証できる基盤がない。

こうした課題を解決していくには、まず、文化芸術団体・個人に関する総合的で継続的なデータベースを構築し、これを安定的に管理することで、助成の透明性向上や戦略的な資源配分、活動実態の把握を可能にしていくことが重要である。これによって、助成を受ける団体やアーティストは、自らの活動やキャリア形成を位置づけることに繋げることができるようになる。

具体的には、すでに学術分野で日本学術振興会が確立しているように、文化庁及び芸術文化振興会の補助金申請・配分に係る手続きをすべてオンラインの情報システムで管理する体制に移行することも一案である。同時に、補助金を申請する文化芸術団体には、基礎的な情報をシステムに登録することや、財務諸表を提出することを申請要件とすることが望ましい。この移行により、事務手続きの効率化と文化芸術団体についての基礎情報の集約化が可能になる。集約した情報は公開や分析等を通じ、今後の支援方策の参考にし、その基盤としてアーツカウンシルがシンクタンクの機能を充実させていくことが不可避である。

以上の中で、補助金申請時に各文化芸術団体が財務諸表や労務状況を提出することは非常に重要である。すでに述べたように、そうした業務遂行のためにも中小の文化

芸術団体に伴走するバックオフィス機能の整備が不可欠である。すなわち、文化芸術団体の組織・事業運営に関する専門家等による伴走型支援の体制整備と専門人材育成や文化芸術団体と企業等とのマッチング支援体制の整備を同時並行に進めることが重要である。

したがって、(1) 我が国の文化芸術活動に関する情報の網羅的な収集と標準化、(2) それぞれの文化芸術団体のバックオフィス機能の充実、(3) 情報の共有化と蓄積を通じ、文化芸術団体の活動が経済との好循環のなかで長期的に持続可能となる仕組みの構築は、相互に支え合う関係にあり、デジタル技術を基盤にした情報システムのなかで実現されなければならないのである。文化芸術分野におけるデジタルトランスフォーメーションを推進することは、政策の透明性・効率性を高めるだけでなく、文化資源の戦略的活用や創造的循環を支える基盤となる。

さらに言えば、この情報基盤はアーツカウンシルだけで完結するものではなく、自治体の文化施策、民間財団の助成、博物館・劇場・ギャラリー等の活動、文化人材の専門領域やスキルセットなど、現在は分散している情報を横断的に統合する役割を果たし得る。この情報基盤こそが、全国的な文化芸術政策の展開を可視化し、支援の重複や空白を補完することを可能にする。アーツカウンシルは助成のハブとしての役割を担いつつ、他の組織・施設・人材情報と連携した全国規模のメディエーターとしての役割も担うことが重要である。

8. おわりに

以上のような検討を重ねていくと、文化と経済の好循環をさらにいっそう進めていくには、そのような好循環が展開する中心的な舞台である「日本」とはそもそも何であり、そこで息づく「日本文化」とは何なのかという根本的な問いに答えていかなければならないことになる。

ここで日本文化を理解する上で最も基本的な事実に戻りたい。1880(明治13)年から1884(明治17)年まで日本列島で最も人口の多い府県はどこであったか? —その答えは石川県である。当時の石川県(富山県、福井県を含む)の人口は約180万人、第2位は新潟県で約150万人、第3位は愛媛県(香川県を含む)で約140万人である。同じ頃の東京府の人口は90万人台、大阪府の人口は50万人台に過ぎない。幕末維新の動乱後とはいえ、人口の重心は圧倒的に地方で、それだけの経済的、文化的な豊かさが地方にあった。近世を通じ、日本の文化的豊かさ、食文化や工芸、芸能(祭り)、知的活動の芳醇化を支えてきたのは江戸や京都、大坂ではなく、日本海沿いや瀬戸内海沿いをはじめ地方の豊かさである。260年間続いた時代を通じ、それらの地方が海路でネットワーク的に結びつき、日本文化の創造性や味わいの基盤を形作ってきた。

近代日本は、西洋の文明や産業力、軍事力に対峙するため、人的、物的、知的資源を東京や大阪に集中化させていった。それまで地方に息づいてきた文化的営みは、近代化の中で失われつつあり、全国的な都市化、とりわけ東京化が進んだ。東京化することとは、全国が均質化することでもある。とりわけ戦後の高度成長の中で、日本社会は価値観、風景、日常生活、そして文化が均質化、東京化してきた。戦後においては、文化のアメリカ化も見られた。

それにもかかわらず、現代日本には、東京化にもアメリカ化にも回収されないローカルな文化の営みがしっかり残っている。今日、地方の過疎化が見られつつあるが、逆に言えば、そこには空間や時間に余裕がある。東京のように人や経済機能が過密化し、高速の効率主義が支配しているわけではないことが多い。しかも、近代化が飽和状態に達した 21 世紀では、人々はもはや、かつてほど東京やアメリカを自分たちの「未来」として捉えていない。資本や雇用は東京に集中し、人口の東京への集中化は止まっていない。しかし、文化的な志向では、東京以上に地方の文化が魅力的なものとして感じられ始めている。

こういった傾向は、当面の間続くと考えられる。経済的な東京への集中の継続と文化的な地方への関心の転回が非対称に並行していくのである。したがって、今後、日本文化振興のための「文化と経済の好循環」を実現していくためには、一方で日本文化を単数形ではなく、多数の地方発の文化的複数性を本質的に含み込んだものとし、他方でそれらを東京の経済活動や情報ネットワークと結んでグローバルな価値付けの地平につないでいく必要がある。

もちろん、東京も一枚岩ではない。東京圏は現在、人口約 3700 万人の大都市圏³²だが、その都市圏の中にも数多くの「ローカル」があり、それぞれ異なる仕方で「グローバル」と結ばれている。このそれぞれの「ローカル」では、必ずしも東京総体と同様の均質的な文化が営まれているわけではない。近代化や高度成長の時代とは異なり、21 世紀の日本文化は多様化、異質化、複数化に向かっており、これはある意味で、近代以前の日本列島の様々な文化的可能性に再び目が向けられる傾向でもある。

同様の傾向は、地球規模でも起きており、今日、世界の文化全体が多様化、異質化、複数化に向かっている。21 世紀の日本文化は、そうした世界の多様化、異質化、複数化の流れに適応していくことで、特異な魅力を発揮していくはずである。

³² 1 都 3 県(東京、神奈川、埼玉、千葉)を指す。2020 年国勢調査においては 3,691 万 4 千人とある。